

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮詢第3031号)

<目 次>

1 報告書	1
2 答申書(案)	9
3 改正概要	10
4 新旧対照表	19
・電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案	

平成23年3月29日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会

部会長 根岸 哲 殿

ユニバーサルサービス委員会

主査代理 酒井 善則

報告書

平成23年1月25日付け諮問第3031号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりである。

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」
に対する寄せられた意見及びそれに対する考え方
(案)

平成23年3月29日
情報通信行政・郵政行政審議会

1 基礎的電気通信役務の範囲(第14条関係)

<p>意見1 NTT東・西以外の事業者に対して、約款届出や会計整理等の各種規制を適用することとは事業運営上の負担が大きく軽減すべきであり、適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すべき。</p>	<p>今回の改正案では、加入電話を提供する事業者の光IP電話が基礎的電気通信役務の対象として追加されることとなりましたが、適格電気通信事業者であるNTT東・西以外の事業者が、光IP電話の提供を推進したとしても、メタル回線を独占的に保有するNTT東・西が、自らメタル撤去をしない限り、直ちには「光の道」実現に結びつきません。それにも拘わらず、NTT東・西以外の事業者に対して約款届出や会計整理等の各種規制を適用することは、事業運営上、時間やコスト等の負担が大きくなるだけであり妥当ではありません。</p> <p>加えて、今回の改正案では、OABJ光IP電話を提供する事業者において加入電話の提供有無だけで適用される規制に差が生じることとなり、規制が適用される事業者は、機動的な料金設定ができない等不利になることが懸念されます。</p> <p>以上より、NTT東・西以外の事業者に対する約款届出や会計整理等各種規制の負荷は軽減すべきであり、その対象を適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すべきと考えます。</p>	<p>情報通信審議会答申（「プロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方」）（H22.12.14）。以下「情通審答申」という。）では、基礎的電気通信役務に関する制度の趣旨、今回の見直しの趣旨等を総合的に勘案した結果、加入電話を提供している事業者の光IP電話を基礎的電気通信役務の対象とすることが適当であるとしており、今回の改正案はこれに基づき制度化するものである。</p> <p>なお、情通審答申にも示されたとおり、今後の競争状況を注視していく必要があるとともに、メタルから光への移行が相当程度進んだ場合には見直しが必要になる場合もあると考えられる。</p>	<p>【KDDI株式会社】</p> <p>意見2 基礎的電気通信役務の要件とされている「一の種類の電気通信役務の大部分がFTTHである場合」の「大部分」として想定する具体的な数値等を示すべき。</p> <p>基礎的電気通信役務の要件として、「当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているとき」と示されていますが、電気通信事業者におけるユニバーサルサービス提供義務発生の予見性を確保するために、「大部分」という文言で想定する具体的な数値等を示すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>
---	--	---	--

2 基礎的電気通信役務の提供方法等の報告(第14条の2関係)

<p>意見3 他の事業者のサービスとの契約が必要となる場合の総務大臣への報告について、機動的なサービス展開の障害等となることが懸念されるため、適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すべき。</p> <p>本規定は、「利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合」に「他の役務」の提供方法等について事前の報告義務を課すというものであり、その「他の役務」の具体的な例として「自治体IRU地域において自治体等が提供するサービスの利用契約が必要な場合など」と諮問時の説明資料に示されています。</p> <p>しかしながら、改正案においては「他の役務」の範囲について特段の限定がなされていないことから、適格電気通信事業者以外の事業者のサービスについてまで報告義務が課せられて、事業者側の負担が増すことや機動的なサービス展開の障害となること等が懸念されるため、報告に係る負荷は軽減すべきであり、その対象を適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すことが必要と考えます。</p>	<p>今回の改正案では、光IP電話の契約において当該光IP電話以外の役務の契約が必要とされる場合、基本料金の合算額が一定額以下であるものを基礎的電気通信役務の対象としていることから、他の事業者の役務に係る契約が必要とされる場合には、他の事業者の役務の基本料金の額を確認することが必要である。</p> <p>この場合、各事業者の負担や責任範囲等を勘案すると、合算に必要な他の事業者の役務の基本料金の確認は、総務大臣が行うことが適当であり、こうした対応に必要な制度として第14条の2の報告を設けるものである。</p>	<p>【KDDI 株式会社】</p> <p>意見4 他の事業者のサービスとの契約が必要となる場合の総務大臣への報告について、スケジュールの実態を考慮し、円滑なサービス提供が阻害されることがないようにすべき。</p> <p>「実施の日の三十日前までに総務大臣に報告」としているが、電気通信事業者のサービス開発(提供方法や基本料金の額の決定等)のスケジュールの実態を考慮し、当該手続きによって、円滑なサービス提供を阻害することがないようにすべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>
--	--	---

3 基礎的電気通信役務の提供(第22条の2関係)

<p>意見5 メタルの加入電話に代えて光IP電話により提供を行う場合の総務大臣への報告について、NTT東・西のメタル回線を借りてサービスを提供する事業者には課すこととせず、適格電気通信事業者のみに適用するよう速やかに見直すべき。</p>	<p>提供区域等の報告義務を新たに課すのは、今後、ある地域で加入電話の代わりに光IP電話が提供されると、その地域では加入電話が利用できなくなり、利用者への影響等が大きいことから、その地域を事前に把握するために理解しています。</p> <p>加入電話(ドライカッパ電話)を提供する接続事業者は、NTT東・西が独占的に保有するメタル回線を借りてサービスを提供していますが、NTT東・西が、ある提供区域のメタル回線を撤去する前に、接続事業者がその区域のドライカッパ電話の代わりに自社の光IP電話を提供してユーチャーを移行させたとしても、この報告義務が課せられます。しかしながら、その後ユーチャーが接続事業者の光IP電話を利用しなくなつたとしても、NTT東・西がメタル回線を撤去しない限り加入電話を利用可能でありユニバーサルサービスが確保されていることから、その地域でNTT東・西が加入電話の代わりに光IP電話を提供する際に自ら報告すれば十分といえます。</p> <p>このため、本報告義務は、適格電気通信事業者のみに適用するよう速やかに見直すべきと考えます。</p>	<p>考案方5</p>
<p>【KDDI株式会社】</p>	<p>意見6 加入電話の提供を行わない場合、総務大臣への報告だけなく、対外公表義務も必要。また、競争環境確保の観点から、接続事業者への情報公開も行うべき。</p>	<p>考案方6</p>
<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバでの競争環境の構築 <p>本改正は、「光の道」構想の推進のため、光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性のあるメタルの加入電話の提供義務を緩和することにより、適格電気通信事業者の二重投資を回避させることを主目的としておりますが、一方で、光ファイバでの競争環境の構築が不十分であることから、本来であれば、光ファイバ接続料の検討やIP網におけるアンバンドル議論等といった競争環境の整備、利活用促進と平仄をあわせて検討を進めるべきものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開 <p>メタルと光ファイバとでは、電話としての機能だけでなく、ADSL といったインターネット接続サービスにおいても、差分があるため、利用者保護の観点からは、適格電気通信</p>		

<p>信事業者もしくは行政による利用者への十分な周知が必要と考えます。また、同様に接続事業者への適切な情報開示も必要と考えます。</p> <p>以下のとおり、当社の考え方を申し述べます。</p>	<p>■ 加入電話の提供を行わないとする場合の措置について(省令案第 22 条の 2)</p> <p>加入電話の提供を行わないこととする区域について、総務大臣への報告だけではなく、明確に期限も区切った上の対外公表義務も必要であると考えます。</p> <p>メタルについては、DSL サービスやマイライン等、適格電気通信事業者以外の接続事業者が提供しているサービスもあり、情報開示が何ら行われないことは、利用者にとって想定し得ない移行コストの発生、またはサービスの継続的な利用が出来ないなど、不利益な状況になりかねません。</p> <p>また、利用者に対するのと同様に、競争環境確保の観点では、接続事業者への情報公開も行うべきと考えます。</p>	<p>【イー・アクセス株式会社】</p> <p>【イー・モバイル株式会社】</p>	<p>意見7 メタルによる加入電話を提供せずに、光IP電話のみを提供する場合は、メタル上で実現しているサービスと同等以上の代替サービスを提供できるようにするか、利害者の要望があればメタル回線を義務的に提供するといった措置が必要。</p>	<p>考え方7</p> <p>メタルによる加入電話を提供せずに光IP電話のみを提供する場合は当該光IP電話の提供区域等について、総務大臣に報告されなければ良いことになります。しかし、当該地域の利用者はメタルが提供されないことにによって、マイライン、直収電話、DSL サービスのような競争環境にある様々なサービスを選択することができます。さらに、光ファイバ回線における接続条件や接続点が、メタル上の様々なサービスのように競争を活発化させるものにならないため、接続事業者の新たなサービス提供の芽を摘むことになります。</p> <p>よって、当該地域においては光 IP 電話の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、合わせて「NTT 東西」という。)による独占となり、それをレバレッジとしてブロードバンドサービスまで NTT 東西殿の圧倒的な優位性による強い独占化傾向となります。</p> <p>これは、メタル線の存続／撤去について「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書」(2000 年 7 月 3 日)※第 4 章第 2 節に書かれた「メタル線の存続は DSL サービス提供の必要条件であることから、東西 NTT は～(略)～DSL サービスを利用しているユ</p>
---	--	---	--	---

一ザが料金面、品質面等においてそのサービスと同等又はそれ以上のサービスと考える光ファイバを使用した新たな代替サービス等を接続事業者が即座に提供可能となるようにすべきである。」との考え方方に反するものであり、それを基に定められた NTT 東西殿の接続約款 61 条 3 項「(略) ~ 利用している DSL サービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方式のものに限ります。)を使用した新たな代替サービス等(以下この条において「代替サービス」といいます。)を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。」にも反することから、メタルによる加入電話を提供せずに光 IP 電話のみを提供する場合は、接続事業者が光ファイバを利用して DSL サービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える代替サービスを提供できるよう、光ファイバ回線において PSTN と同等の GC 接続点の創設並びにドライカッソペと同等以下の加入者単位接続料の設定を含わせて行うことが必要です。

また、パブリックコメント募集時の別紙 1 の省令案の概要「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」資料の「(3) 法第 25 条の提供義務との関係の明確化等」の備考に「光 IP 電話を提供することにより、加入電話の提供を行わないこととする場合には、利用者への影響等が大きく、~(略)~とあるように、メタルによる加入電話を提供せずに光 IP 電話のみを提供する地域の利用者が、メタル回線でのみ提供されているサービスを要望する場合に特に影響が大きいものとなります。このため前述のように光ファイバ回線においてメタル上で実現しているサービスが料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える代替サービスを提供できるようにするか、当該地域であっても利用者からの要望があればメタル回線を義務的提供するといった措置が含わせて必要です。

※「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書」(2000 年 7 月 3 日)
http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/denki/000703j601.html

【ソフトバンクBB株式会社】
【ソフトバンクテレコム株式会社】
【ソフトバンクモバイル株式会社】

4 その他

意見8 NTT東・西は、国民負担の最小化に向けて、マイグレーションの時期や方法を明確にし、コア網だけでなく、メタルアクセス回線の移行計画を速やかに開示すべき。	<p>今回の見直しの前提是、NTT東・西が、「光の道」実現に向けてメタルから光へのマイグレーションを進めていく過程の中で、メタルと光の二重投資の回避やメタル撤去、光化やIP化等によってコストを削減し、国民負担を最小化できます。</p> <p>見直しの結果、NTT東・西は、加入電話と光IP電話のいすれかを提供すればよいことになりましたが、これではメタル撤去のインセンティブが必要もしも働かないことから、メタルから光への円滑な移行が促進されるのかは明らかではありません。</p> <p>このため、NTT東・西は、国民負担の最小化に向けて、マイグレーションの時期や方法を明確にしていくため、コア網についてだけではなく、現状のメタルアクセス回線をいつまで維持し、その後どのように扱っていくのか等の計画を速やかに開示すべきと考えます。</p>	参考方8
意見9 国民負担を前提とした現行制度は望ましくなく、制度見直しの時期を迎えていため、コストの算出・負担方法等含め直ちに抜本的な見直しを行うべき。	<p>今回の改正案では、基礎的電気通信役務としての光IP電話の範囲については市場環境の変化等を勘案して必要な見直しを行うこととします。施行後3年を目途として、制度の見直しを行うこととしており、この規定や制度見直しに対する要請を踏まえ、適時適切に検討を行うことが適当と考えられる。</p>	参考方9
意見10 「光の道」構想が実現する時代における利用者の環境を考慮し、ユニバーサルアクセスの概念の導入等について検討を進めるべき。	<p>今後、プロードバンドアクセスをユニバーサルサービスの対象とすることについては、情通審答申においても検討課題として指摘されており、総務省が昨年12月24日に発表した「工程表」においても、今後、プロードバンドアクセスのユニバ化の検討を行うことと盛り込まれていることから、これらを踏まえ、適時適切に検討を進めることが適当と考えられる。</p>	参考方10

平成23年3月29日

総務大臣
片山善博殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋温

答申書(案)

平成23年1月25日付け諮問第3031号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりである。

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

I 改正の背景

- (1) 総務省では、平成 21 年 10 月から、「グローバル時代における I C T 政策に関するタスクフォース」を開催し、すべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目指とする「光の道」構想の実現に向けた検討を行ってきた。
(『「光の道」構想実現に向けて取りまとめ』(H22. 12. 14))
- (2) この検討において、ユニバーサルサービス制度については、早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要であり、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話又は加入電話に相当する光 I P 電話」と変更することにより、N T T 東・西に自由度を付与し、二重投資を回避できるようにすることが適當とされた。
(『「光の道」構想実現に向けて—基本的方向性—』(H22. 5. 18)、『「光の道」戦略大綱』(H22. 8. 31))
- (3) これを受け、「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」について、平成 22 年 7 月に情報通信審議会に諮問を行い、同年 12 月 14 日に、加入電話に相当する光 I P 電話を基礎的電気通信役務の対象とすること及びその具体的な対象範囲等について、答申（以下単に「答申」という。）を受けたところである。
- (4) 今回の電気通信事業法施行規則等の一部改正では、答申を踏まえ、加入電話に相当する光 I P 電話を基礎的電気通信役務（=ユニバーサルサービス）の対象とすること等に関し、主に以下の事項を措置するため、所要の改正を行うこととするものである。

【電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正】

- ① 加入電話に相当する光 I P 電話の基礎的電気通信役務への追加
 - ・ 適格電気通信事業者（N T T 東・西）の加入電話の住宅用基本料の額を勘案して規定。
- ② 法第 25 条の提供義務との関係の明確化等
 - ・ 基礎的電気通信役務の対象となる光 I P 電話を提供する場合における法第 25 条との関係、加入電話の提供を行わない場合の総務大臣への報告を規定。
- ③ 適格電気通信事業者に関する規定の整備
 - ・ 適格電気通信事業者の業務区域、基礎的電気通信役務収支表等についての規定を整備。
- ④ その他
 - ・ その他関係規定の整備。

【事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）の一部改正】

- 加入電話に相当する光 I P 電話の基礎的電気通信役務への追加に伴う改正。

【基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）の一部改正】

- 電気通信事業法施行規則の改正に伴う規定の整理。

【電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）の一部改正】

- 基礎的電気通信役務収支表の記載方法に関する規定を整理。

【電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部改正】

- ① 優先電話契約数の報告（様式第 4）
 - ・ 光 I P 電話等に係る優先電話の契約数についての報告を規定。
- ② I P 電話契約数の報告（様式第 5）
 - ・ 光 I P 電話の契約数（基礎的電気通信役務の対象となる光 I P 電話を更に再掲）についての報告を規定。

【附 則】

- ① 施行期日
 - ・ 公布の日から施行。
- ② 経過措置等
 - ・ 契約約款の届出を 3 月以内に行うことなど必要な経過措置を設ける。
 - ・ 改正省令の見直しの検討等について規定。

II 主な改正の概要

1. 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正

（1）加入電話に相当する光 IP 電話の基礎的電気通信役務への追加

【第 14 条第 3 号関係】

答申を踏まえ、基礎的電気通信役務の対象となる光 IP 電話の範囲を次のとおり定めるものである。

（内 容）

① 加入電話を提供する者が提供する電気通信役務であること

■答申[18、19 頁抜粋]

第3章 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方

第 1 節 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲

ウ 考えられる選択肢についての検討

ヒアリングで寄せられた意見等を踏まえると、今回の見直しにより加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合、その規制の適用範囲として

- ①すべての事業者の光IP電話を対象とする場合
 - ②NTT東・西の光IP電話を対象とする場合
 - ③加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とする場合
- といった選択肢が考えられる。

（ウ）③についての検討

③の案は、①の案、②の案で問題とされた点を回避することができ、基礎的電気通信役務に関する現行制度の趣旨及び今回の見直しの趣旨とも適合するものであることから、総合的に勘案した場合には、この③の案が適当ではないかと考えられる。

② OAB～J番号を使用する音声伝送役務であること

■答申[10 頁抜粋]

第2章 ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

第2節 国民生活に不可欠なサービス(essentiality)

ア サービスの品質

この観点からは、まず、通話品質等のサービスに係る品質について、光IP電話と加入電話の同等性が確保されているかどうかが論点となる。この点については、OAB～J番号を使用する光IP電話については、加入電話に相当するサービス品質の確保が事業用電気通信設備規則等で求められており、技術的には異なるサービスであったとしても、加入電話と同等のサービス品質が確保されており、ユニバーサルサービスとして妥当と考えられる。

③ 固定端末系伝送路設備に係る回線のすべての区間が光信号伝送用であるもの

■答申[6頁抜粋]

第1章 今回の検討の趣旨

第2節 検討の方向性

イ 「光の道」構想とユニバーサルサービス制度

早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要であり、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」と変更することにより、NTT東・西に自由度を付与し、二重投資を回避できるようにすることが適当と考えられる。

■答申[27頁抜粋]

第5章 今後の移行の進展等に伴いさらに検討すべき課題

第4節 光ファイバ以外の技術の扱い

イ 今後の検討に当たっての考慮

今回の制度見直しは、二重投資回避等の観点を踏まえ行うものであり、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象とすることが適当と考えられるが、今後、あまねくブロードバンドを実現するための検討過程において、技術中立性の観点等も踏まえ、光ファイバ以外の技術を利用する場合の扱いについて改めてユニバーサルサービスに含まれるか否かを検討していくことが適当と考えられる。

《備 考》

- 共同住宅等内におけるVDSL設備等の取扱い
 - ・ マンション等の共同住宅等までの間はFTTHを利用し、共同住宅等内ではVDSL設備等により提供されるものについては、従来から、電気通信事業法施行規則において、FTTHアクセスサービスとして位置づけており、今回の改正においても基礎的電気通信役務の対象となる光IP電話に含めることとする。
- FTTHとそれ以外の技術によるものを併せて一のサービスとして提供している場合の取扱い
 - ・ IP電話サービスの提供に当たって、他の電気通信事業者の足回り回線を利用することがあるが、現在、こうしたIP電話サービスの提供に当たり、足回り回線がHFCかFTTHであるかを問わず、契約約款等において、一の種類のサービスとして提供されている場合がある。
 - ・ こうした場合、仮にFTTHを利用したもののみを基礎的電気通信役務とすると、一の種類のサービスとして提供されているものの中で規制が異なることとなり、必ずしも適当でない。
 - ・ したがって、こうした場合には、契約約款等におけるサービスの種類を単位として規制の適用を定めることとし、その一の種類のサービスの大部分がFTTHである場合を除き、当該サービス(全体)を基礎的電気通信役務の対象とはしないこととする。

④ 基本料金の額が次のいずれかであること

- (1) 適格電気通信事業者(NTT東・西)が提供する加入電話の住宅用基本料額の最高額(1700円)を超えないものであること
- (2) 自治体IRU地域においては、適格電気通信事業者(NTT 東・西)の提供する加入電話の住宅用基本料額の最高額(1700 円)に当該額の1割に相当する額を加えた額(1700 円 × 1.1=1870 円)未満であること
- (3) 当該光電話役務の提供区域における当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る事情、提供の方法等からみて、上記(1)又は(2)に相当するものとして別に告示で定めるもの

■答申[15 頁抜粋]

第2章 ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

第3節 誰もが利用可能な料金（affordability）

イ 対象となる範囲

こうした加入電話と光IP電話の料金面における実態等を踏まえると(中略)、少なくとも、現行の加入電話の住宅用基本料額の範囲内で提供されるのであれば、移行期におけるユニバーサルサービスとなりうるものと考えられる。

さらに、今回の見直しの趣旨である光ファイバ整備の促進と、そのための二重投資回避という観点に立った場合、通常の採算ベースでの光IP電話の提供が難しい地域においては、メタルの加入電話に置き換わる光IP電話の基本料額が現行の加入電話の住宅用基本料額の範囲を超えることとなる場合であったとしても、自治体IRU方式等による光ファイバの整備が望まれる場合もあるうと考えられる。ユニバーサルサービスの対象範囲を限定的にとらえることにより、そうした地域での光ファイバの整備が必ずしも進まない場合もあると考えられ、このような事情がある場合には、現行の加入電話の住宅用基本料額の範囲を超える場合でもユニバーサルサービスとなりうるものと考えられる。

こうした場合においても、提供される光IP電話の基本料額が著しく高い場合には、ユニバーサルサービスとして適当ではないと考えられるが、現在の自治体IRU地域で提供されている光IP電話の基本料額の程度であれば、現行の加入電話の住宅用3級局の基本料額と比較しても、1割に満たない範囲での違いであり、妥当な範囲の料金と考えられる。

《備考》

○ 基本料金の定義

- ・ 利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する1月当たりの料金(1月に1回の支払い方法でない場合には、1月当たりに換算した額となる。)とする。
- ・ 付加的な機能やこれに類するもの(屋内配線使用料、端末レンタル料、ユニバーサルサービス料等)の料金は含めないこととする。

○ 自治体IRUの定義

- ・ 地方公共団体(地方公共団体が出資する法人(第三セクター)を含む。)が所有する電気通信設備に長期かつ安定的な使用権を設定することにより提供されるものとする。

○ 光IP電話が他のサービスと併せて提供されている場合の取扱い

- ・ 光IP電話の提供に当たって、光IP電話以外のサービスの利用契約が必要な場合(例:ブロードバンドサービスの利用契約が必要な場合、自治体IRU地域において自治体等が提供するサービスの利用契約が必要な場合など)は、光IP電話の基本料金の額(a)と、その他のサービスの基本料金の額(b)を合算した額である(a)+(b)≤1700 円の場合(自治体IRU地域においては、(a)+(b)<1700 円×1.1=1870 円の場合)を基礎的電気通信役務の対象とする。
- ・ 複数回線利用が必要となる場合等、一の利用者が最低支払わなければならない料金が1700 円を超える場合(例:最低3回線の利用契約が必要となり、月額の基本料金の額が 3000 円の場合など)は、基礎的電気通信役務の対象としない。

○ (3)の要件を設ける趣旨

自治体IRU地域では、自治体等の光ファイバを使用して自治体等と光IP電話提供事業者が連携してサービスを行い、光IP電話の提供に当たり自治体等が提供する他のサービスの契約を必要とする場合が多い。このような場合には、他のサービスを提供する自治体等の側の事情で限界的な事例が生じることも考えられるため、制度の円滑な運用を図る観点から、当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る事情、提供の方法等からみて、上記(1)又は(2)に相当する場合には、別に告示を行うことにより基礎的電気通信役務の対象としうるものである。

(2) 提供方法等の報告

【第14条の2及び様式第12の6関係】

〈内 容〉

- 利用者が第14条第3号に規定する光IP電話の提供を受けるために、他事業者の役務契約が必要となる場合は、当該光IP電話を提供する電気通信事業者は、当該光IP電話の提供の方法、提供を行う区域等について、実施の30日前までに総務大臣に報告するものとする。

《備 考》

○ 本規定を設ける趣旨

制度の円滑な運用を図る観点から、光IP電話の提供に当たって、光IP電話以外のサービスの契約が必要な場合で、光IP電話以外のサービスの提供を当該光IP電話を提供する事業者以外の者が行っている場合(例:自治体IRU地域において自治体等が提供するサービスの利用契約が必要な場合など)においては、当該サービスの提供に当たって、光IP電話の基本料金の額(a)と、その他のサービスの基本料金の額(b)を合算した額である(a)+(b)≤1700円(自治体IRU地域においては、(a)+(b)<1700円×1.1=1870円)となっているかどうか、そのサービスの提供区域はどこか等を総務大臣が確認できるよう、役務契約が必要となる事業者の名称等も含め、当該サービスの提供方法、提供を行う区域等についての報告を規定するものである。

(3) 法第25条の提供義務との関係の明確化等

【第22条の2及び様式第15の2関係】

〈内 容〉

- ① 法第25条第1項の基礎的電気通信役務の提供は、第14条第3号に規定する光IP電話を提供する電気通信事業者においては、当該光IP電話を提供すれば足りることとする。
- ② 基礎的電気通信役務の提供を、加入電話に代えて光IP電話により行う場合(光IP電話の提供により加入電話の提供を行わないこととする場合)は、当該光IP電話の提供区域(市町村等の単位)等について、あらかじめ相当な期間の前までに総務大臣に報告するものとする。

■答申[19頁抜粋]

第3章 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方

第2節 NTT東・西による加入電話の新規提供の終了の在り方

ア 基本的な考え方

今回のユニバーサルサービス制度の見直しの趣旨を踏まえ、上記の制度の変更を行った場合、加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域においては、基本的には、「NTT東・西の判断により、利用者から加入電話の申込要望があったとしても提供しなくてよいこと」が可能になると考えられる。

電気通信事業者の判断により特定の電気通信役務の新規提供を終了すること自体については、これまでにも例があり、加入電話に相当する光IP電話を提供できるのであれば、電気通信事業法上は、基本的には問題はないのではないかと考えられる。ただし、現行の電気通信事業法では、「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない」ことが規定されており(第25条第1項)、今回のユニバーサルサービス制度の見直しにより、加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域において、加入電話の新規提供を行わないこととする場合には、この規定と齟齬をきたさない方策を検討することが望ましいと考えられる。

《備 考》

- 加入電話の提供を行わない場合の報告を設ける趣旨

光IP電話を提供することにより、加入電話の提供を行わないこととする場合には、利用者への影響等が大きく、制度の円滑な実施を確保する観点から、その区域等を総務大臣に報告することを規定するものである。

(参考)電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

(提供義務)

第25条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

（4）適格電気通信事業者に関する規定の整備

【第40条の6並びに様式第38及び第38の2関係】

答申を踏まえ、適格電気通信事業者が基礎的電気通信役務の対象となる光IP電話を提供する場合における、業務区域の範囲、基礎的電気通信役務収支表の内容を定めるものである。

〈内 容〉

- ① 適格電気通信事業者の加入電話の業務区域について、都道府県の区域における提供可能な割合がすべての世帯数に占める割合が100分の100とする基準を、加入電話又は第14条第3号に規定する光IP電話により、この基準を満たせばよいものとする。
- ② 適格電気通信事業者が毎事業年度経過後5月以内に提出する基礎的電気通信役務収支表について、第14条第3号の光IP電話に係る収支の区分を設けることとする。

■答申[10頁抜粋]

第2章 ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

第1節 地域間格差なくどこでも利用可能(availability)

地域間格差なくどこでも利用可能なサービスとは、全国どこでも利用可能であることを意味する。今回の見直しの趣旨は、ユニバーサルサービスの範囲を「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」としても、加入電話と光IP電話のいずれかにより全国における利用は確保されるものであり、地域間格差なくどこでも利用可能という点について、要件を満たすものと考えられる。

2. 事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）の一部改正

【第3条、第52条及び第53条関係等】

加入電話に相当する光IP電話を基礎的電気通信役務の対象とすることに伴い、インターネットプロトコル電話用設備に関する技術基準について、規定の整備を行うものである。

〈内 容〉

- ① 第5章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の第5節を「アナログ電話用設備」から、「音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備」に変更し、必要な規定の準用を行う。
- ② その他、所要の規定の整備を行う。

3. 附則（経過措置等）関係

【附則 1～7 関係】

この省令の施行日を定めるとともに、経過措置等として、施行に当たり、基礎的電気通信役務の対象となる光IP電話を提供する場合における契約約款の提出を3月以内に行わなければならないこととすること、当該光IP電話の料金について、その円滑な移行を図る等の観点から、当分の間、利用者の利益の保護が特に必要な場合に減免を許容すること等の措置を規定するものである。

また、今後の検討として、第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の対象となる光IP電話の範囲について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案して、必要な見直しを行うとともに、この省令の施行後3年を目途に新制度全般の見直しを行うこと等について規定するものである。

〈内 容〉

- ① この省令は、公布の日から施行するものとする。
- ② 第14条第3号に規定する光IP電話に係る契約約款の届出等については、省令の施行日から3月以内に行わなければならないこととする。この場合において、当該手続が行われるまでの間は、当該光IP電話役務は基礎的電気通信役務に該当しないものとみなす。
- ③ 当分の間、第14条第3号に規定する光IP電話を提供する事業者が光IP電話への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利用者の利益に保護を図るために、特に必要と認める場合に料金の減免を許容する。
- ④ 第14条第3号に規定する光IP電話については、補填を行わないため、当分の間、「基礎的電気通信役務収支表」については、従前の様式で提出することとする。
- ⑤ 第14条第3号に規定する光IP電話の収支を含む電気通信事業会計規則別表第2様式第14(基礎的電気通信役務損益明細表)の適用については、施行日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用する。
- ⑥ 第14条第3号に規定する光IP電話について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案して必要な見直しを行うとともに、この省令の施行後3年を目途として、新制度の見直しを行いその結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

■答申[22頁抜粋]

第4章 捕填の在り方

第1節 補填の要否

ウ 補填対象額算定方式の在り方

以上の点を踏まえると、補填対象額の算定に際しての、コストの算定方法、補填対象地域の特定方法、補填対象額の算定方式については、当面は現行の仕組みを維持することが適当である。

また、補填対象額の算定に当たり、高コスト地域の加入者回線の一部が光IP電話に移行した場合であっても、当面は、従来どおり、需要に対応したメタル回線に係るコストのみを補填する現行の仕組みを継続することが適当と考えられる。

■答申[16 頁抜粋]

第2章 ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

第3節 誰もが利用可能な料金（affordability）

ウ 今後の課題等

(イ) 今後の検討課題

今後、例えば、自治体IRU地域等において新たに提供される光IP電話の基本料額が、現在、自治体IRU地域で提供されている光IP電話の基本料額を超える場合について、そのサービスの提供状況や利用動向等の検証を踏まえ、光ファイバ整備促進等の観点から認められる場合があるのではないか、また、自治体IRU地域等ではない地域においても、同様の事情がある場合はないか、といった点について、必要に応じ検討を行っていくことが適当であると考えられる。

(中略)

さらにブロードバンドサービスと一体で提供される光IP電話についても、今後、さらに多様なサービスや料金プランの出現も想定されることを踏まえると、そのサービスの提供状況や利用動向等を踏まえ、ユニバーサルサービスの対象について検討することが適当であると考えられる。

■「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方[意見・考え方 20 抜粋]

意見20 基礎的電気通信役務に課される約款等の規制については、過度な規制にならないよう配意して検討していくべき。

考え方20 答申(案)を踏まえた省令改正等の今後の制度整備において、事業者に過度な負担とならないよう検討を進めることが適当と考えられる。